

	12/17	12/20	
			

国総建第211号

国総建整第206号

平成22年12月14日

(社) 日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省建設流通政策審議官



下請債権保全支援事業の拡充及び延長について

標記事業については、下請建設業者等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るための金融支援対策として、本年3月より開始し、利用が図られてきたところですが、建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、中小・中堅下請建設業者等は依然として極めて厳しい経営環境に直面しているところです。

このため、今般、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」（平成22年10月8日閣議決定）において、建設業に対する下請債権保全に係る支援を強化することとされたところです。

これを受け、元請建設業者に係る要件の緩和、下請契約等締結時から保証を開始できる新たな保証方式の追加など本事業の内容を拡充するとともに、事業期間を1年間延長することとし、これらについて、関係者に対し、別添のとおり通知しました。

つきましては、貴団体におかれても、本事業の適正な実施に遺漏なきを期するとともに、貴団体傘下の会員等に対し、適切な指導・周知をお願いします。

【参考】下請債権保全支援事業に係る国土交通省ホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sosei_const_tk2_000033.html